

令和5年度「加盟員の労災事故実態調査」について

1. 調査対象

全国警備業協会全加盟員

2. 調査期間

令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に発生した事故

3. 調査要領

(1) 労働災害発生状況報告書業務災害と通勤災害を配付

(2) 各社において特に次の事項についてご留意下さるようお願いいたします。

- ① 昨年度の用紙は使用しないようお願いいたします。
- ② 本調査は、警備業を営む上で必要な従事者（警備員、機械警備のメンテナンス技術者、営業員、事務員に至るまで）すべてを対象とし、兼業業者の清掃員、運送業運転者等、警備業務以外の従事者は対象外となりますので、ご注意ください。
- ③ 業務災害は業務災害報告書で、通勤災害は通勤災害報告書でご回答下さい。
例年、業務災害と通勤災害の用紙を間違えて記入されるケースがあります。
通勤災害は、勤務地と自宅の間の通勤途上の事故で、いったん事務所に出勤した後、現場に向かう途中の事故は業務災害となり、「移動中」の事故として扱います。
- ④ 各報告書に会社名を必ずご記入下さい。
- ⑤ 2 欄の「業種区分」は、毎年労働基準局より送付される各社の「労働保険概算・確定保険料申告書」の中の「各種区分の業種欄」に記入されていますので、徹底をお願いいたします。（例：警備業は9602、ビルメン業は9301）
- ⑥ 3 欄「年齢」「職種」「勤続年数」の記入漏れが多くみられますので、チェックをお願いします。
特に、A)警備員 か B)その他 かの区別を明確にして下さい。
なお、本調査では被災者の「氏名」を記入する必要がないため、被災者の「性別」、「生年月日」の記入が、事故の重複を防止する重要な手がかりとなります。記入漏れのないよう、よろしくお願いします。

- ⑦ **業務災害** 6 欄及び**通勤災害** 7 欄「事故の程度」は必ず記入するようチェックをお願いします。
- ⑧ **業務災害** 13 欄及び**通勤災害** 12 欄「事故の概要」では、「死亡」「永久全労働不能」「永久一部労働不能」の事故については、具体的な位置関係がわかるように図面による説明の方向でご指導下さい。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 基本理念

(一社)全国警備業協会(以下「全警協」という。)は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならないことを十分に理解し、法の規定並びに全警協が策定した「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」を遵守し、個人情報の保護に主体的に取り組めます。

(2) 個人情報の収集、利用目的

全警協が「労災事故実態調査」において加盟員から個人情報を収集、利用する目的は、加盟員の労災事故の実態を明らかにし、労災事故防止、労災保険収支改善活動の資料とすることにあります。

(3) 個人情報の管理

① 第三者への提供

加盟員の個人情報は、その秘密が保持されるよう全警協にデータベースとして一定期間保管され、ご本人の同意なく外部機関に対してそれらの情報の提供を行うことはありません。

② 業務の委託

ただし、全警協が前述の個人情報の利用目的に該当する業務に関する事務処理(調査集計作業等)を第三者に委託する場合に、全警協が個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

全警協はこの業務受託者に対し、開示された個人情報を全警協から委託した内容を超えて使用することを禁じており、また情報を適切に保管するよう監督しています。

③ 全警協は利用目的を達成した加盟員の個人情報については、一定期間経過後適正に廃棄いたします。

5. 調査回答期日

各社において取りまとめの上、**4月30日(火)(必着)**までに、奈良県警備業協会にメールまたはFAXにてご回報下さい。

*回答は、4月1日以降にお願いいたします。